

## 災害危険区域について

災害危険区域とは、津波等の自然災害から市民の生命を守るために、居住の用に供する建築物の建築を制限する区域です。

災害危険区域の指定日以後は、住宅等の新築や建替え、増築・改築ができなくなります。

※基本的には、災害危険区域内にお住まいの方は移転をお願いします。ただし、指定日時点で危険区域内にお住まいの方は、安全な高台や内陸部へ移転が完了するまでの間、居住することができます。



### ■ 建築制限

災害危険区域に指定されると、居住の用に供する建築物の建築が制限され、以下のものが建築できなくなります。



- 住宅・共同住宅
- 寄宿舍・下宿
- その他居住室を有する建築物



- 病院
- 診療所  
(病床を有するもの)



- ホテル
- 旅館



- 児童福祉施設等  
(保育園、老人ホーム、)

### ■ 災害危険区域の指定範囲

災害危険区域の範囲は、防潮堤や河川堤防、高盛土道路の整備など津波等の防護対策を実施しても、津波、高潮、出水、地盤崩落等による自然災害の危険性が残る区域を基本に、市長が定めます。(防潮堤、河川堤防、高盛土道路の用地も含まれます。)

### ■ 災害危険区域指定日

平成24年12月1日(土)

### ■ 住宅再建等の助成措置

災害危険区域に指定された場合、戸別で住宅を再建する方への助成措置として『**かけ地近接等危険住宅移転事業**』があります。